

令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）会議録（第1日）

令和2年6月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

- 16 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	三木孝秀	経済建設部長	森川勝
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	佐々木信人
監査委員	蓮本了遠		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

コロナ禍の中、社会経済活動を新たなステージに向けて新たなスタイルを今推進しているところですが、一方で風清らかなというよりも、もうあと過ぎてという形になりますけれども、初夏の気候となつてまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正等、いずれも重要な議案であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、5月20日に本町職員が盗撮行為により県迷惑防止条例違反、建造物侵入で逮捕されるというまことに許しがたい事案が発生いたしました。町民の安全を守るべき職員が皆様の信頼を損ない、多大な御迷惑と御心配をおかけし、行政不信を招いたことにつきまして、町長として深くおわびを申し上げます。当該職員につきましては、事実確認を行い、厳正に処分いたしました。また、今後におきましては、再発防止に向け、綱紀粛正、法令遵守を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、精進してまいります。

さて、4月7日から全国に発出されておりました新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が兵庫県では5月21日に解除となりましたが、予断を許さない状況であります。本町においても、対策本部を定期的に開催し、子育て世帯への臨時給付金や休業、失業による国民健康保険税納付の猶予、減免等の町独自の支援策はもちろんのこと、国が実施する緊急経済対策も早期に実施するため、取り組んでおるところでございます。

議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

今期定例会におきましては、報告案件4件、予算、条例の議案10件、合わせて14件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回太子町議会定例会(第486回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤澤元之介) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、松浦崇志議員、出原賢治議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(藤澤元之介) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から6月19日までの17日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの17日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(藤澤元之介) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等14件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度4月分及び令和2年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員には本日の会議のみ、藤野和徳税務課長、杉原勝由町民課長、北陽一郎社会福祉課長、首藤武司生活環境課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、3月23日、4月6日、4月13日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、報告第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 それぞれの事業について、計画上、終了年月日を教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、最初の第6次太子町総合計画策定事業につきましては、7月30日が終了となっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 3点目の栗岡池耐震調査事業につきましては、3月19日を予定しております。太子陸橋修繕工事につきましては、3月下旬を予定しております。網干線外道路整備事業につきましても、同様に3月下旬を予定しております。総合公園整備事業、これにつま

しては10月末を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 小学校費及び中学校費の通信回線等整備事業につきましては、年内の完成ということで予定しておるところでございます。

それから、給食センターの改築事業につきましては、昨年度、今年度ということで継続してやっておる事業でございます。この繰越明許費に記載しておりますのは昨年度分の繰り越しということでございます。今のところ、年度内の完成ということで事業を進めているところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（藤澤元之介） 日程第6、報告第2号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第2号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年度の水道事業変更認可申請事業及び老朽管更新事業についての予算の一部を翌年度に繰り越したことに係る報告であります。

水道事業変更認可申請事業については、吉福浄水場の廃止に向けた導水方法の変更協議を県と進める中で変更認可が必要と判明したため、繰り越して業務委託するものでございます。老朽管更新事業につきましては、岩見構地内ほ場整備に伴います配水管の移設等に係る県との協議に時間を要し、年度内の完成が困難となったため、繰り越すものでございます。これに伴いまして、予算計上額1億500万円のうち、不用額を除く8,500万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第3号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（藤澤元之介） 日程第7、報告第3号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第3号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年度兵庫県太子町下水道事業認可変更事業及び雨水1.4幹線整備事業について、予算の一部を翌年度に繰り越したことに係る経費であります。

下水道事業認可変更事業については、兵庫県が実施している流域下水道事業計画変更との調整に時間を要したことにより年度内の完了が困難となったため、工期を延長して実施するものでございます。雨水幹線整備事業につきましては、雨水1.4号幹線に係るN T T設備の仮移設補償協議に時間を要したことにより、繰り越して実施するものでございます。これに伴いまして、予算計上額3,150万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点確認します。雨水幹線事業、これ雨水1.4号幹線整備に伴いましてN T Tとの協議に時間を要したと書いてありますが、これをもうちょっと詳細に説明をお願いできますでしょうか。それとともに、これに伴いまして計画変更等がありましたらお願いできます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） まずはN T Tの埋設管の移設の件でございますが、昨年度からN T Tと何度にもわたり調整をさせていただいておりますが、なかなか調整がつかず、今年度に繰り越して、実際そのN T Tの埋設管を移設した後、上水、下水を移設しまして、それを11月ごろから上水、下水道管の移設へかかれたらなと思っております。なかなかN T Tとの交渉が難航しておりますので、その点は御了承をいただきたいと思っております。実際の工事につきましては年明け、もしくはもう年度末に近くはなろうと思っておりますが、若干遅れぎみで工事を着工したいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 町長の説明で上段の下水道事業認可変更事業、説明の中に工期も変更してという説明がありましたけれども、どれのどの工事の分やったんやろう、全く頭に浮かんでこんもので。そういうことは、もともと予測をされなかったのやろうか。前の上水道の分においても、間に合わなかったから繰り越します、これすごく昔、よくやりよった手なんや。大体、建設業者は4月から仕事がないから無理やりに延ばして仕事を保つというやり方をしよったのやけれども、途中からはそういうやり方はあかんと、すぱっと3月25日で締めるというふうに行ってきたはずやのに、またここへ来て、できなんだ分をそのまま翌年度に繰り越して。新たに契約をするのやったらわかるのやけれども、前に一遍落札しとう業者をそのまま工期変更だけでその業者が施工するというやり方はちょっといかなものかなと思うのですけれども、その辺説明をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） この下水道事業の認可変更につきましては、流域下水道の計画と整合させる必要がございます。すなわち、兵庫県、それから構成市町、そちらとの調整が必要でございます。全ての構成市町も今回兵庫県にあわせて繰り越しをさせていただいております。

ございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第8、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第9、議案第42号から日程第18、議案第51号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第42号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第42号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る関係経費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額に3億4,026万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億7,056万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消費費、

教育費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第42号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予防対策事業費の追加等を行うものでございます。国から交付限度額が示され、その一部は先の補正予算（第1号）に計上しております。なお、本説明における当該交付金の呼称は臨時交付金と省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費は、財源更正であります。感染症予防等の情報を「広報たいし」に掲載する費用7万5,000円へ臨時交付金を充当するものでございます。

目7電子計算機費は、国、県との連絡会議や業務打ち合わせにおいて、感染症予防のため、パソコン等を用いたオンライン対応が増加しているため、節11需用費、消耗品費にマイク購入費用8,000円、節18備品購入費にカメラ購入費用2万5,000円を各2台分計上しております。

目11自治振興費、節19負担金・補助及び交付金、提案型協働事業補助金60万円の追加につきましては、町民の皆様より新型コロナウイルス感染症対策に資する活動の提案を募り、効果が見込まれる事業に補助するものでございます。

目15庁舎管理費は、財源更正であります。庁舎内の各所属窓口におけるアクリルボードの設置等の感染症防止対策経費40万円へ臨時交付金を充当するものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、工業統計調査の交付決定によるもので、節1報酬に3万円を追加し、節11需用費、消耗品費から8,000円を減額しております。

款3民生費、項1社会福祉費では、町内の福祉施設へ配布するマスクの購入費用を追加し、目2老人福祉費に88万円、目5障害者福祉費に8万3,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節11需用費、消耗品費82万5,000円につきましては、町内の児童福祉施設へ配布するマスクの購入費用でございます。節13委託料、保険料等システムデータ処理業務委託料90万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、町が保育所への登園自粛を要請していることから、利用日数に応じた保育料を算定し、管理するため、データ処理業務を委託するものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節13委託料のうち、保育料等システムデータ処理業務委託料82万5,000円につきましては、先ほど説明した保育所保育料と同様に、学童保育園の利用日数に応じた利用料の算定、管理に係るデータ処理業務を委託するものでございます。放課後児童健全育成事業委託料919万8,000円及び節14使用料及び賃借料222万円の追加、節19負担金・補助及び交付金554万9,000円の減額につきましては、町の補助を受けて学童保育園を運営していた民間事業者が新型コロナウイルス感染症の影響等による経営状況の悪化を理由として事業から撤退したことに伴う補正であります。在園者を直ちにほかの施設で受け入れることが困難であるため、協議の結果、本年度末まで町から当該事業者への委託事業として継続するものでございます。このことにより、事業の委託料と建物及び駐車場借料を計上し、運営費への補助金を減額しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金4,214万3,000円の追加につきましては、生活支援または事業支援のため、水道事業会計で上水道料金の基本料金を4カ月分減免することに伴う影響額等について、臨時交付金を活用して補助するものでございます。

目2予防費では、妊婦や町内医療機関へ配布するマスク等の保健衛生用品に係るもので、節11需用費、消耗品費にマスク等の購入費用として170万2,000円、節12役務費、通信運搬費に郵送料として3万4,000円、節18備品購入費に非接触型体温計3本の購入費5万円を計上しております。

目3母子衛生費、節12役務費、通信運搬費16万2,000円につきましては、妊婦を対象として国から支給された布製マスクを1人につき2枚配布するための郵送料でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目6緑化推進費につきましては、感染症対策に伴う営業や外出の自粛等によるストレスを緩和するため、町内生花店を通じて花苗等を希望者に提供するまち・ひと応援花かざり事業の実施に要する費用であります。節11需用費、消耗品費へ事業経費として10万円、15ページの節13委託料へ200件分の花苗等の提供費用として70万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目2観光費、節13委託料120万円につきましては、感染症流行の終息後を見据えて、観光客数を回復させることを目的に町の魅力を発信するためのシティプロモーション動画を製作する費用でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費の補正は、太子消防署に女性用仮眠室等を整備する改修工事費であります。当初予算では西はりま消防組合での発注、施工を予定しておりましたが、本町での工事施工に変更することに伴い、節19負担金・補助及び交付金から節15工事請負費へ事業費を振りかえるものでございます。

目4災害対策費につきましては、備蓄用の資機材等を購入するもので、節11需用費、消耗品費にマスク等の保健衛生用品の購入費用として285万6,000円、節18備品購入費に非接触型体温計10本分及び避難所設営用の簡易間仕切り等の購入費として929万5,000円を計上しております。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節8報償費75万6,000円の追加につきましては、小・中学校の再開に伴う学習支援を充実させるため、学習指導員を各学校へ配置するものでございます。節19負担金・補助及び交付金169万4,000円につきましては、修学旅行が感染症流行の影響を受けて中止せざるを得ない場合を想定し、キャンセル料等の発生に備えて児童・生徒1人当たり2,200円を上限とする補助を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、消耗品費73万4,000円の追加につきましては、マスク等の保健衛生用品を購入するものでございます。節15工事請負費につきましては、感染症予防の一環として斑鳩小学校の北校舎1階及び3階の手洗い場を増設するものでございます。

目2教育振興費につきましては、小・中学校全学年の子供一人一人がタブレット等の端末を持ち、活用できる環境の整備を目指すGIGAスクール構想の一環として、学習用タブレットの購入費用等を追加するものであります。節11需用費、消耗品費に管理用ソフト費用として3,000円、節13委託料に初期設定及び使用制限などに係るフィルタリング設定等の費用として6,663万9,000円、節18備品購入費に児童及び指導者2,297台分のタブレット購入費用として1億336万5,000円を計上しております。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、消耗品費36万4,000円の追加につきましては、マスク等の保健衛生用品を購入するものでございます。

目2教育振興費につきましては、小学校費と同様、生徒及び指導者に1,150台の学習用タブレットを購入する費用等を追加するものであります。節11需用費、消耗品費に2,000円、節13委託料に3,336万3,000円、節18備品購入費に5,175万円を計上しております。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節11需用費、消耗品費200万円の追加につきましては、1園当たり50万円が補助される公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金を活用し、マスク等の保健衛生用品を購入するものでございます。

19ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目1社会教育総務費、節18備品購入費16万5,000円につきましては、社会教育事業等で使用する非接触型体温計10本を購入するものでございます。

目6図書館費は、財源更正であります。当初予算で計上している図書の返却ポスト設置工事について、人同士の接触が回避できる感染症予防の観点から、事業費90万円へ臨時交付金を充当するものでございます。

目7会館管理費、節15工事請負費につきましては、長期休館などの影響下にあっても文化活動を維持し、情報等の発信を可能とするため、大ホールの様子を動画配信できるデジタルカメラを設置するものでございます。節18備品購入費118万5,000円につきましては、イベント来館者の体温を可視化する移動式のサーマルカメラ1台及び非接触型体温計10本を購入するものでございます。節23償還金・利子及び割引料220万円は、令和元年度に本年4月以降の施設利用を予約し、納付済みとなった使用料について、感染症拡大防止に起因する予約取り消し分に限り、返還するためのものでございます。

目8歴史資料館費、節18備品購入費85万円につきましては、長期休館などの影響下にあっても地域の歴史遺産等に関する情報発信を可能にし、展示資料にも活用するため、動画等の製作に係る機材を購入するものでございます。

目9総合センター費6万円につきましては、感染症予防を目的に集会を避けて少人数で人権学習等を受講できる環境を整備するため、学習講座の様子を録画する撮影用ビデオカメラと記録媒体を購入するものでございます。

項6保健体育費、目2体育館費8万3,000円及び目3総合公園管理費8万3,000円につきましては、非接触型体温計をそれぞれ5本ずつ購入するものでございます。

目4給食センター費、節19負担金・補助及び交付金、学校臨時休業対策費補助金158万8,000円につきましては、小・中学校の臨時休校に伴う給食の中止により注文の取り消し処理の影響による米飯、パン、牛乳に係るキャンセル料相当額を全国学校給食会連合会からの補助を受けて事業者を支払うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金288万円につきましては、歳出で申し上げましたとおり、民間事業者の撤退により学童保育事業を町で実施することに伴い、利用者36人分の保護者負担を計上しております。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費補助金9,625万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。国から通知された本町の交付上限額1億2,582万8,000円と先の補正予算（第1号）に計上した2,957万1,000円との差額であり、歳出の各費目に充当しております。なお、臨時交付金の交付限度額を超過する事業費は、財政調整基金の取り崩し等により対処する予定でございます。

目2民生費国庫補助金及び目3衛生費国庫補助金の追加は、歳出で申し上げました各経費に対

する補助の追加でございます。

目6教育費国庫補助金のうち、公立学校情報機器整備費補助金9,756万円につきましては、歳出の17ページで説明申し上げました小・中学校への学習用タブレットの購入費用に対する補助金で、その他の補助金につきましても該当歳出の各経費に対する補助金の追加でございます。

款16県支出金、項2県補助金及び9ページの項3県委託金の追加につきましては、歳出で申し上げました各経費に対する補助金の追加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億3,806万2,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節7教育費雑入119万円につきましては、歳出の19ページで申し上げました学校臨時休業対策費補助金の4分の3が全国学校給食会連合会から交付されるものでございます。

以上で議案第42号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終了とします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応に係る関係経費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益を1,527万7,000円減額し、事業収益の総額を5億1,594万2,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用を1,499万3,000円減額し、事業収益の総額を4億9,439万7,000円としております。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の総額を6,782万9,000円としております。

第4条につきましては、他会計からの補助金を4,455万9,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） ただいま上程されました議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済や家計への影響に対応するため、水道料金の基本料金を本年7月検針分から4カ月間減免するための経費の補正及び会計年度任用職員の雇用を予定しておりました水道メーター交換業務に適任者がおらず、雇用に至らなかったため、業務委託に切りかえるものでございます。

1ページ目の第2条につきましては、収益的収入の款1事業収益を1,527万7,000円減額し、事業収益の総額を5億1,594万2,000円とし、収益的支出の款1事業費用を1,499万3,000円減額し、事業収益の総額を4億9,439万7,000円としております。これに伴いまして、第3条の議会の議決

を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費の総額を6,782万9,000円とし、第4条において他会計からの補助金4,455万9,000円に改めるものでございます。

補正予算の内訳としまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

事業収益につきましては、営業収益、水道使用料において基本料金4カ月分の相当額5,742万円を減額し、事業収支の減額分を補填するため、一般会計から4,214万3,000円の補助金を追加しております。事業費用につきましては、原浄水費において県営水道を受水している団体が減免を行う場合、県営水道の3カ月分の料金を上限として受水費が免除されることとなったため、本町受水費の3カ月分相当分1,747万7,000円を減額しております。給水費につきましては、会計年度職員の雇用を予定しておりましたメーター交換業務を委託業務に切りかえることにより給与で180万5,000円、手当で25万5,000円、賞与等引当金繰入額で14万3,000円、法定福利費で34万2,000円をそれぞれ減額し、委託料に28万2,900円を追加しております。総係費につきましては、水道料金のシステム及び付随の検針機器等の減免対応に係りますシステム関連経費220万円を追加しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年3月31日及び令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令の改正により、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、第1条が新型コロナウイルス感染症による軽減等の特例について、第2条がたばこ税の課税計算方法の改正に対する激変緩和措置について、第3条がひとり親の規定整備、延滞金、新型コロナウイルス感染症による控除、住宅借入金控除の期限延長について、第4条がたばこ税の課税計算方法について、第5条が法人住民税についての改正となっております。施行日は第1条が公布の日とし、第2条以降は順次施行されることとしております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、ただいま上程されました議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

参考資料は4ページ、5ページ、新旧対照表では1ページから16ページになりますので、あわせて御確認をください。

本案件は、先ほど町長も申し上げましたけれども、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号と令和2年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第26号、そしてそれらに関係いたします法令の改正により本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましての具体的な説明を申し上げます。

まず、第1条の改正について御説明をいたします。

附則第10条の改正事項は、令和2年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、中小事業者等が所有するその事業に供する家屋及び償却資産について、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響によりまして令和2年2月から10月までの間における連続する3カ月の期間に中小事業者等の収入の合計額が前年の同期と比較いたしまして、その事業収入割合が30%以上減となった場合は課税標準額を2分の1に、50%以上減になった場合はゼロに軽減する特例措置が講ぜられたこと、また中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に先端設備等の導入計画に従って取得した家屋及び構築物について、固定資産税の特例措置を講ずる制度の拡充が図られたことに伴う規定の整備でございます。

第10条の2につきましては、先に御説明いたしました中小事業者等が先端設備等導入計画に従いまして取得した事業用の家屋及び構築物についての特例措置については、その割合をゼロ以上2分の1以下の範囲におきまして市町村の条例に定めることとされたことから、当町におきましてはその割合をゼロといたします規定を第27項に追加し、あわせて同条第24項の規定を整備しております。

第15条の2の改正事項につきましては、昨年度その創設などの条例改正を御議決いただきました令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得いたしました家用の三輪車以上の軽自動車で乗用のものに係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例につきましては、このたびの状況などを勘案いたしまして、その適用期限が6カ月延長されまして「令和3年3月31日」までとすることとされたことに伴う改正でございます。

第23条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対しまして無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予をできる特例が設けられたことに伴いまして、その申請手続については税条例第9条の規定を、徴収猶予の取り消しについては税条例第10条の規定をそれぞれ準用する規定の整備でございます。

続きまして、第2条の改正について御説明をいたします。

第94条第2項の改正事項は、たばこ税について、軽量の葉巻たばこの課税方式が見直され、令和2年10月1日から令和3年9月30日の間は「1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本分に換算すること」とされたことに伴う改正でございます。あわせて第2項から引用いたします第4項の規定も整理をさせていただいております。

続きまして、第3条の改正について御説明をいたします。

5月の臨時議会におきまして、税条例改正に係る詳細説明の際にもあらかじめお知らせしていたところでございますけれども、第24条第1項第2号の改正事項につきましては、全てのひとり親家庭に対しまして公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、個人住民税の非課税措置を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有するひとり親を対象とすることとされたことに伴う規定の整備でございます。

第34条の2の改正規定につきましては、ひとり親が定義され、ひとり親控除が創設されたことに伴う改正と地方税法の一部改正に伴う項ずれに伴う規定の整備を行っております。

第36条の2、附則第10条及び第10条の2、附則第17条及び附則第17条の2の改正事項は、地方税法の一部を改正することに伴いまして項ずれが生じたので、それを整理させていただいております。

附則第3条の2及び第4条の改正事項につきましては、地方税法の一部改正により還付加算金

の割合、徴収猶予の適用を受けた場合の延滞金の割合、法人住民税の納期限延長の適用を受けた場合の延滞金の割合が引き下げられたことに伴う規定の整備を行っております。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置として、中止となったイベント等への入場料金等払い戻し請求権を放棄した場合に20万円を上限に寄附金を支出したものとみなしまして、個人の町民税の寄附金税額控除の対象とすることにこのたびになりましたので、それに伴う所要の整備を行っております。

附則第25条につきましては、住宅借入金等特別税額控除につきましては、その適用期限を令和16年分の個人の市町村民税まで延長することにされたことに伴います規定の整備でございます。

続きまして、第4条の改正について御説明をいたします。

先ほど第2条の改正で御説明いたしましたたばこ税の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しですが、令和3年10月1日以降におきましては1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ「0.7本分」から同じ「1本」とする換算を行うことに対します改正に伴う所要の整備でございます。

最後に、第5条の改正について御説明をいたします。

この第5条の改正事項は、国税におけます法人税の連結納税制度の見直しにより地方税法が改正されまして、法人住民税について所要の措置が講ぜられたことに伴いまして、関係いたします太子町の町条例の第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2において、規定の整備、項ずれ及び表記の整理をさせていただいております。この条例の施行日につきましては、第1条の改正を公布の日からといたしまして、第2条と附則第5条の改正を令和2年10月1日から、第3条と附則第2条、附則第3条の改正を令和3年1月1日から、第4条と附則第6条の改正を令和3年10月1日から、第5条と附則第4条の改正を令和4年4月1日からとしております。また、あわせて改正後の条例規定が円滑に施行されるよう新旧規定の適用につきましては、附則第2条から附則第6条におきまして経過措置を規定させていただいております。

慎重な御審議を賜り、原案のとおり御承認いただけますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第45号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第45号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、行政のデジタル化を推進するための個別施策の一環として、個人番号の通知カードから公的個人認証が登載された個人番号カードへの移行を早期に促すことを目的に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、個人番号の通知カードが廃止されることに伴い、個人番号の通知カードの再交付手数料を規定した項を削除する改正であります。施行日は公布の日とし、通知カード廃止の施行期日であります令和2年5月25日から適用するものとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、福祉医療費助成制度の基盤となる兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、低所得者の判定において、公的年金等の支給を受ける者の合計所得金額の算定方法の改正であります。施行日は令和2年7月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料は6ページ、新旧対照表では18ページになりますので御参照していただければ幸いです。

当該改正につきましては、市町村が実施いたします福祉医療費助成制度の基盤となります兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱がこのたび改正されたことを受け、当町の条例も同様に改正するものでございます。この県におけます実施要綱の低所得者判定基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、いわゆる障害者総合支援法施行令を準拠しております。令和2年7月1日を施行日といたしまして、この法施行令の改正が行われ、県の実施要綱も改正となったものでございます。

改正内容につきましては、低所得者の判定におきまして、公的年金等の支給を受ける者につきましては、これまでは市町村民税世帯非課税者であり、公的年金等の収入金額及び合計所得の金額の合計額が80万円以下である者と定義してこられましたけれども、このたび合計所得金額の一部を構成いたします雑所得には公的年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した額が含まれており、公的年金等の一部が所得に重複計上されておりますので、合計所得金額に公的年金の収入額が重複しないようにするものでございます。具体的な条例の改正は、第2条第18号中に規定いたします合計所得金額の次に「所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1項に掲げます金額を控除して得た額」を加えており、同項第1項に掲げる金額は公的年金の収入額でございます。なお、本条例の改正が及ぼす影響が受けられます現時点での町内の方については、現時点では該当者はございません。施行期日につきましては、令和2年7月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第47号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第47号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年12月10日の国の子ども・子育て会議発出の子ども・子育て支援新制度
施行後5年の見直しに係る対応方針についてを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、連携制度のあり方を規定している第6条において、家庭的保育事業者等
による保育の提供の終了に際して、当該事業者等に求められている家庭的保育事業所卒園後の連携
施設の確保について、さまざまな対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けること
ができる場合には、その確保を不要とすることができるとするものです。また、第37条におい
て、居宅訪問型保育事業が保護者の疾病等により利用できることを明確化するものです。施行日
は公布の日としております。慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申
し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第48号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第48号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年12月10日の国の子ども・子育て会議発出の子ども・子育て支援新制度  
施行後5年の見直しに係る対応方針についてを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改  
正を行うものでございます。

主な改正の内容は、議案第47号と同様に、連携施設制度のあり方を規定している第42条におい  
て、地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、当該事業者に求められている地域型保  
育事業所卒園後の連携施設の確保について、さまざまな対応策の活用により、引き続き教育・保  
育の提供を受けることができる場合には、その確保を不要とすることができるとするものです。  
施行日は公布の日としております。慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお  
願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第49号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第49号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、放課後児童支援員の基礎資格等について規定する第10条第3項に「中核市の長が行う研修を終了した者」をつけ加えるものです。施行日は公布の日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第50号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第50号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として緊急事態宣言が発令され、町から保育所保護者へ登園自粛の要請を行ったことに伴い、保育所の保育料の日割り計算を実施することから、同様に要請を行った学童保育園についても保育料を日割り計算するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、第9条において日割り計算するただし書きを追加いたしました。これは4月7日の緊急事態宣言発令により、町から保護者に対して学童保育園の登園自粛をお願いしてきましたので、4月8日から登園自粛された方を対象に日割り計算を行うものでございます。

次に、第10条において、保育料を納める納期限を「口座振替日」から「窓口での納付書払いの納期限」に改めるものでございます。施行日は公布の日とし、令和2年4月1日からの適用としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第18、議案第51号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第51号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布、令和2年4月1日に施行され、政令に規定する損害補償の補償基礎額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、非常勤消防団員等に係る補償基礎額の改定及び障害補償年金前払い一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から、「事故発生日における法定利率」とする改定であります。施行日は公布の日とし、令和2年4月1日からの適用としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時21分）